

(仮称) 広域火葬場施設名称公募実施要項

(令和 8 年 8 月 1 4 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要項は、沖縄市、宜野湾市、北谷町及び北中城村（以下「構成市町村」という。）が連携して整備する（仮称）広域火葬場の施設名称（以下「名称」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

(公募期間)

第 2 条 名称の募集期間は、令和 8 年 8 月 2 0 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとする。

(応募要件)

第 3 条 名称に応募できる者は、構成市町村に在住し、在勤し、又は在学する者とする。

2 応募は、1 人 1 点に限る。

(応募方法)

第 4 条 応募者は、応募用紙に名称（ふりがな）、名称の説明（意味や理由、思いなど）、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、在勤の場合は会社名及び会社の住所、在学の場合は学校名を記載し、沖縄市市民部環境課へ持参、郵送、電子メール、Logo フォームにより提出するものとする。

2 必要事項の記載がない応募は、無効とする。

3 応募用紙は、構成市町村の担当課窓口に設置するほか、構成市町村のホームページからダウンロードができるものとする。

(公募名称の条件)

第 5 条 名称は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 2 文字以上 10 文字以内のひらがな、カタカナ又は漢字であること。
- (2) 他自治体の火葬場と重複しないこと。
- (3) 応募者自身の創作による未発表のものであって、第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないこと。

(選定)

第 6 条 応募された名称は、市民部選定委員会の審査を経て、広域火葬場整備運営に関する連絡会議において決定する。

2 決定された名称の応募者が複数いる場合、名称の説明内容により 1 名を選定する。

3 決定された名称については、補作（加筆・修正）することができる。

(選定基準)

第7条 名称は、次に掲げる観点を総合的に審査し、選定する。

- (1) (仮称) 広域火葬場にふさわしい名称であること。
- (2) 住民に親しまれやすい名称であること。
- (3) 分かりやすく、覚えやすい名称であること。
- (4) 名称に込めた理由が適切であること。

(名称の取扱い)

第8条 採用された名称に係る著作権その他一切の権利は、無償で沖縄市に帰属するものとする。

2 採用された名称については、その応募者本人に通知するとともに、構成市町村ホームページにより発表を行うものとする。

3 採用された名称の応募者については、氏名、居住市町村名及び名称に込めた理由を公表することがある。

(表彰)

第9条 採用された名称の応募者に対し、落成式において感謝状を贈呈する。

(庶務)

第10条 名称公募に係る庶務は、沖縄市市民部環境課において処理する。